

IV センターの機能に関する課題の解決に向けた提言

平成 22 年度先行研究において実施した実態調査では、各盲学校がセンター的機能に関わる取組を実施するに当たり、いくつかの課題が明らかとなった。

本章では、それらの課題の中から多くの学校で課題としてあげられたいくつかの課題について、その解決に向けた提言を試みる。

1. 校内支援体制の充実に向けて

(1) 各盲学校県下（管轄地域）の全ての視覚障害のある児童生徒等を支援するという意識

センター的機能の発揮については、この考え方が学校現場にまだ十分に浸透していなかった頃には、盲学校に在籍していない子どもたちのために何故支援を行わなければならないのかという意見が正当であるかのように語られていた。そして、センター的機能に関する取組が当然のこととして実施されている現状においてもなお、場合によってはこうした旧態依然とした考え方が払拭されていないのではないかという印象を持つことがある。つまり、まずは盲学校に在籍している児童生徒のことを最優先に考えるべきであるとする意識が根強く残っているようである。勿論、そのような考え方にも一理ある。しかし、盲学校に在籍している児童生徒の半数近くが重複障害のある児童生徒であることを考えると、盲学校や小・中学校等に在籍している、いわゆる単一障害の視覚障害のある児童生徒への対応は、果たして十分に行われているのだろうかという疑問が湧いてくる。換言すれば、基本的な考え方として、盲学校に在籍している児童生徒と同等に小・中学校等に在籍している児童生徒への支援・指導が大切であるという考え方に立たなければ、地域支援が充分に行き届かないのではないかと懸念するのである。あるいは、支援できないことの正当性を当該児童生徒等が盲学校に在籍していないことに求めているのではないかと懸念するのである。

これからの盲学校の在り方を考える時、最優先に考えるべきは在籍している児童生徒は勿論のこと、県下、あるいは管轄下の小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等を含めて、盲学校がその実態を把握し、適切な支援を行うことが盲学校に与えられた使命であると自覚することではないだろうか。

(2) 担当部署に任せず全員体制での取組

平成 22 年度先行研究において実施した実態調査では、ほとんどの盲学校においてセンター的機能に関わる校内組織を持っており、人数に違いはあるものの、多くの場合は専任者を置いて取り組んでいることが分かった。その一方で、上述したような教職員間の意識に起因してか、関係部署の担当者だけが行えばよい、あるいは担当部署に任せてさえおけばよいという風潮があり、そのことを課題として挙げている学校が多くみられた。

このような意識はセンター的機能に限ったことではないが、特にセンター的機能に関する取組は対外的な内容であることから、突発的な事態や予定外の状況に対応しなければならないこともしばしば起こりうる。したがって、基本的には担当部署がイニシアチブをとって計画的に実施することが必要であることはいうまでもないことであるが、他の教職員もどのような状況になっているか、特に、担当者の調整については常に把握しておき、臨機応変に対応することが必要であると考ええる。

このことに関して、通級指導教室を設置しているある盲学校では「サポーター制度」を設けて緊急に人手が必要になった場合に備えている。サポーター制度とは、通級指導に際し担当者がどうしても対応ができない場合などに、その代わりに指導を担当するもので、任意の登録制をとっている。このような制度とその活用は、通級指導に対する、つまり地域支援に対する教職員の意識の高さの表れであるといえよう。

また、あまり意識されない部分であるが、地域支援の担当者を学部ごとに配置している盲学校が比較的多くみられるが、このような人選は必ずしも効率的であるとはいえない。学部ごとに担当者を置くことにより、その担当者は原則的に自分が所属している学部と同じ年齢段階の児童生徒の地域支援に関わることになる。そうした場合、当該の児童生徒が上位の学部へ上がった場合、例えば、中学部から高等部へ上がった場合の、その引き継ぎが充分に行われないことが起こり、それまで支援を行ってきたにもかかわらず担当者が当該児童生徒の状況について充分に周知をしていないという事態になりやすい。したがって、可能であれば学部ごとに担当者を配置せず、一人の児童生徒等に縦断的に相談や支援等を行う方が、状況の変化や成長の過程等を把握することができ、効果的な支援に繋がるのではないかと考える。

2. 視覚障害教育における専門性の担保と継承に向けて

(1) センター的機能の取組に対する理療科教員の積極的な参画

学校における視覚障害教育の専門性を担保することを阻む要因の一つとして、教職員の人事異動の問題がある。都道府県教育委員会による人事異動が、十分に各学校の事情等に配慮しながら実施されているとはいえない状況がある。つまり、障害種別に関わりなく画一的な人事異動が行われている場合も少なからずあるのではないかとこのことである。その結果、視覚障害教育における指導に精通した、いわゆるベテランの教師が少なくなってしまう、指導のノウハウが引き継がれなくなってしまうという悪循環に陥っていることが懸念される。

このような点を踏まえると、基本的に他校への異動が行われない理療科担当教員が盲学校における指導の専門性を担保し、それを継承していく中心的な役割を担うことは、非常に理にかなったことといえないだろうか。実際に、前章で紹介した A 盲学校における支援センターの取組では理療科担当の教員が中心的な役割を果たしており、大きな成果をあげている。

また、理療科教員の多くは自らも視覚障害であることから、教育相談等において、相談担当者という立場に加えて、同じ視覚障害者として共感的な理解が得られやすく、視覚障害者の先輩としての助言等も、相談者には非常に説得力のあるものになるので

はないかと考える。

具体的には、盲の教員であれば点字の読み書きや歩行、触察の仕方、点字学習の進め方など、弱視の教員であれば弱視の見え方と日常生活上の配慮点、視覚補助具の使い方、文字学習の進め方など、多くの面で実際に役に立つ助言等を提供することができる。

視覚障害のある理療科教員が助言できる内容は、いわば視覚障害教育における自立活動の根幹をなす事柄であり、まさに専門性の担保や継承に相応しい内容といえる。

（２）地域支援に関わる実践の成果還元による専門性の担保

盲学校の在籍幼児児童生徒数の近年の推移をみると、確実に微減傾向が続いていることは周知の通りである。そして、各学部において全学年の児童生徒が揃っている盲学校は大都市圏に設置されている学校が主で、いわゆる虫食い状態の学年構成になっている盲学校も少なくない。さらに、視覚障害の他に知的障害など、他の障害を併せ有する幼児児童生徒の割合も50%に迫ろうとしている。

その結果、現在の盲学校においては比較的在籍児童生徒の多い一部の盲学校を除いては、いわゆる準ずる課程で学んでいる児童生徒、特に点字使用の児童生徒の在籍数が非常に少なくなってきた。

このような状況にあっては、点字の初期指導や歩行指導、視覚補助具の使用訓練など、盲学校における自立活動の中心的な内容を指導する機会が非常に限られてしまい、これらの指導を一度も行ったことのない教員もいるのではないかと推察される。

しかし、いわゆる単一障害の視覚障害児童生徒がいなくなったという訳ではない。視覚障害のある子どもは一定の割合で出生しており、そのような児童生徒等は盲学校に在籍していないだけで、まさに地域の小・中学校等に在籍しているのである。

そこで、指導の専門性の担保については根本的に考え方を改める必要があるのではないかと考える。具体的には、地域の小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援を適切に行うことにより、指導方法や教材・教具の工夫等の実践力を身に付け、それを盲学校の校内研修等で還元するという考え方である。その際、本人や保護者の了解のもとに指導場面等は必ず映像で記録し、指導の様子が客観的に把握できるように工夫することが必須である。さらに、地域支援を行う際には前章で紹介したA盲学校の実践のように、専門性の高いベテランの教員と、それを引き継ぐ教員とを必ず二人一組で活動することを徹底すべきである。こうすることにより、仮にそのベテランの教員が転出、あるいは退職するようなことになったとしても、指導のノウハウがもう一人の教員へ引き継がれる事になるのである。

また、指導場面を映像に記録する事によって、内容を振り返って確認することができる他、映像を一旦止めたり繰り返して見る事で、細かい部分の配慮や留意すべき事柄などを見逃さずに伝えることができ、共通理解が図りやすくなる。

校内事情により、地域支援等を複数の教員で担当することは難しいかもしれないが、長期的な展望に立ち是非、実践すべき事項である。

（３）視覚障害教育に熱心に取り組んでもらえる教員の確保

人事異動により、毎年必ず何人かは盲学校以外の特別支援学校からの転任者が盲学校に赴任することになる。これに関して学校長に是非、考慮していただきたいのは、できる限り視覚障害教育に熱心に取り組んでもらえる教員を探して、赴任させてほしいということである。転任者の人事については、受け先の盲学校側にはそれほど選択の余地が無いように考えられがちであるが、都道府県教育委員会の中には人事異動に際し、予め盲学校への転出希望とその理由を明記させ、それを学校長に開示しているところもある。

盲学校への転勤希望が盲学校の児童生徒への指導には手がかからないからという愚かな理由であっては、そのような意識の低い教員に指導を受けなければならない子どもたちには、気の毒以外のなにものでもない。子どもたちには指導を受ける教員を選ぶ権利が無いことを考えると、盲学校で指導をする教師には是非とも情熱を持って視覚障害教育に携わってほしいと願わずにはおれない。

（４）教材及び情報の共有化

上述したように、現状では盲学校内に視覚障害教育の指導のノウハウを十分に備えたベテランの教員は非常に限られていることが推察される。このような状況では、専門的な知識ばかりではなく、日常的に学習指導を行う際の視覚障害に特化した教材・教具やその関連情報等も充分とはいえず、さらに、一つの盲学校だけでその問題解決を図ることは非常に難しいことになる。

したがって、盲学校における指導法や教材・教具等に関する情報を全国的に共有化することも必要なのではないかと考える。

このことに関して、本研究所が運営している「視覚障害教育情報ネットワーク」では、「視覚障害教材・教具情報」として、本研究所及び各盲学校で作成している教材・教具について、1) 名称、2) 概観図、3) 作成した学校名、4) 学習領域(自立活動や各教科等)、5) 視力の程度による活用対象者、6) 対象となる障害種別、7) 適用年齢、8) 登録日、9) 詳細情報の9項目に分類して掲載している。また、掲載されている教材・教具は、その活用のねらいや領域、対象年齢等のキーワードにより検索することも可能となっている。

視覚障害教育情報ネットワークについては、各盲学校にIDとパスワードを付与して活用していただいているが、今後は更なる内容の充実を図るとともに、これまで以上に有効に活用していただけるように改善を図っていく所存である。

3. 予算確保の状況に大きく影響を受けない地域支援の在り方を目指して

（１）出向いて行う支援と来校により行う支援の明確化

平成 22 年度先行研究において明らかとなったセンター的機能に関わる課題に予算の確保という回答をいただいた学校が数多く見られた。何を始めるにも、いわゆる「人・もの・カネ」とはよく言われることである。確かにセンター的機能を発揮して地域支援等を行おうとすれば、その内容の密度に応じて経費がかかることは事実であ

る。しかしながら、地域支援等に費やすことのできる予算が限られていることは自明の理である。

そこで、地域支援等を実施するにあたり、そのニーズに応じて方法等を明確に区別して実施することが必要であると考え。端的に言えば、盲学校として行う支援であることを前提とすると、視覚障害のある児童生徒等への支援については、先方からの要請があれば、たとえ遠方であっても出向いて実施することを原則とすべきである。一方、視覚障害以外の相談、例えば通常の学級に在籍している発達障害のある児童生徒に対する読み書きに関する相談や指導については、可能な限り来校してもらって対応することが望ましい。何れにしても、ニーズや緊急性等を十分に考慮して出向いて実施すべきか来校してもらうかの判断を行うことによって経費の削減を行うことが望ましい。

(2) 市町村教育委員会との連携

市町村教育委員会と十分に連携を図りながら地域支援等を進めていくことは至極当然のことである。ここでいう連携とは、具体的には地域支援に関わる学校訪問等を行う際には市町村教育委員会の担当指導主事等と事前に調整を行い、公用車で学校訪問を行うようにすることも、経費を抑えることに繋がるものと考え。

このような方法は一見、些細で姑息であるにとられるかもしれないが、市町村教育委員会の関係者に盲学校の地域支援の実態や小・中学校等の通常の学級に在籍している児童生徒の実態を直接把握してもらうには非常に効果的な方法であると考え。

さらに、公用車で移動することが可能となれば、状況によっては複数の学校を訪問して支援することも可能になる。

(3) 都道府県の事業への積極的な応募

文部科学省、あるいは各都道府県においては、障害のある子どもたちの教育の充実のための様々な事業を展開している。特に、「発達障害支援モデル事業」など、その対象を発達障害に特化した事業が多いかもしれない。しかし、都道府県が主催する事業については、その実施対象の範囲が必ずしも厳密に設定されていない場合もある。つまり、当該事業の対象に盲学校が含まれていないことを承知の上で応募する、あるいは問い合わせをしてみるということも必要ではないだろうか。大切なことは、県教委等の事業担当者に、盲学校が熱心に取り組もうとしているというポジティブな印象を持ってもらうことも大切だと考える。

実際、本研究の一環として訪問を実施した学校の中には、相談支援センターの取組として、1) 親子教室、2) 学習支援室、3) 教育相談会、4) 卒後理療研修、5) 地域支援セミナー、6) サマースクール、7) 視覚障害教育担当者ネットワーク協議会、8) 盲学校を知っていただく会と、実に8つもの事業を展開している盲学校があった。そして、これら全てが県教委等の事業費でまかなわれている訳ではないが、聞き取り調査では、学校長が積極的に県教育委員会に問い合わせ、予算措置についての折衝を行ったとのことであった。

何れにしても、県教育委員会等への学校長や事務長の積極的な働きかけがあつて始

めて予算措置が講じられることは事実であり、あらためてその重要性を指摘しておきたい。

4. 視覚障害のある児童生徒等の把握に向けて

(1) 人脈を活かした都道府県教育委員会等への働きかけと理解啓発

前章で紹介したD盲学校における視覚障害のある児童生徒等の把握について、その成功した要因は、上述したように用意周到な計画と県教育委員会の関係部署との事前協議、あるいは資料を持参しての地道な協力要請である。しかし、もう一つ目に見えない大きな成功要因があったように思う。それは、県教育委員会にD盲学校の学校長の以前の同僚が在職しており、いわゆる太いパイプを持っているということである。つまり、D盲学校の校長の考え方や意図が県教育委員会側に十分に理解されていたとともに強い信頼関係が築かれていたことが根本要因の一つになっていると考える。

各盲学校の校長の多くが県教育委員会との太いパイプを持っているとは限らないが、直接的ではなくても、人脈を辿ることにより同様の成果を収めることは決して不可能なことではないと考える。

平成22年度先行研究における実態調査では、視覚障害のある児童生徒の把握を困難にしている要因の一つは、個人情報保護の観点から情報を開示することはできないことであるという回答が多く寄せられていた。このことは、結果として盲学校側の意図が十分に理解されておらず、いわば、信頼関係を築くことができていないと解釈することもできる。

したがって、インフォーマルな部分を含めてどのような形にせよ、まず県教育委員会との良好な関係を築くために様々な人脈を使って働きかけることが必要であると考える。

また、県教育委員会の指導主事等には、視覚障害教育の経験者はほとんどおらず、特別支援教育担当の指導主事であっても、視覚障害教育の経験者は非常に少ないのが現状である。したがって、視覚障害のある児童生徒等が通常の学級等においてどのように学んでいるのか、何が課題となっているのか、どのような支援が必要であるのか等の状況についての理解啓発を進めていく必要がある。

(2) 早期介入の必要性和継続的な関係の構築

(1) で述べたように都道府県教育委員会との関係作りは必須であるが、障害のある児童生徒の在籍状況等を県の規則として部外秘としている場合もあろうかと考える。そのような場合には、働きかけは続けていくことになるが短期的にその問題が解決されるとは考えにくい。何らかの方法で地域の小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等を把握しなければならない。

そこで、有効であると考えられる方法を提案したい。それは、早期からの、特に超早期からの教育相談を充実させることである。障害のある乳幼児に対する早期介入の重要性については論を俟たないことであるが、特に弱視の子どもの場合には感受性期間の観点からも、なるべく早期からの働きかけが必要となる。また、盲の子どもの場合も始歩や探索行動、あるいは手の操作や触察の仕方等はなるべく早期から始めるこ

とにより、その子どもの潜在的な能力を十分に引き出すことが可能となる。さらに、視覚障害のある子どもの保護者にも有益なことが多い。早期からの関わりにより、自分の子どもの発達や成長について盲学校の教育相談担当者等との関わりが増え、より客観的に家庭での働きかけや就学等に対する考え方等を整理する時間的余裕を持つことが可能となるからである。

なお、早期支援の必要性については、平成 21 年 2 月 12 日付で特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議により出された「特別支援教育の更なる充実に向けて～早期からの教育支援の在り方について～」においても述べられている。

ここで、早期支援を充実させることが何故、視覚障害のある児童生徒等の把握に繋がるかについて述べておきたい。

地域支援の一環として早期支援を実施した対象乳幼児は、その障害の状態や特性、あるいは保護者の意向に応じて就学先を決めることになる。その場合、勿論、対象乳幼児の全てが盲学校の幼稚部や小学部へ入学する訳ではない。しかし、一度、対象乳幼児の保護者との関係作りを行っておけば、定期的に就学先等での状況を把握することや保護者からの聞き取りなどをスムーズに行うことが可能となる。こうすることにより、盲学校からの支援が必要になった時に猶予期間を置かず迅速に対応することが可能となる。また、盲学校以外の就学先を選択した保護者にも、何か問題が生じた時には盲学校へ相談に行けばよいという安心感を持つことに繋がるものと考えられる。

早期支援の充実により、必ずしも県下の小・中学校等の在籍する視覚障害のある児童生徒等の全てを把握することができる訳ではないが、このような地道な活動を行うことで、盲学校に対する信頼感を高めることに繋がるのではないだろうか。

参考文献

- 1) 特別支援教育資料（平成 22 年度）：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、2011.
- 2) 特別支援教育の更なる充実に向けて～早期からの教育支援の在り方について～：特別支援教育の推進に関する調査協力者会議、2009.